

幌延町税条例の一部改正のお知らせ

地方税法などの改正に伴い、幌延町税条例の一部を改正しましたので、主な内容をお知らせします。

個人町民税（平成 33 年 1 月 1 日施行）

>> 個人所得課税の見直し

(1) 障害者等に対する非課税措置の見直し

障害者、未成年者、寡婦（寡夫）に対する個人町民税の非課税措置における非課税措置の前年の合計所得要件が、『125万円』から『135万円』に引き上げられます。

(2) 町民税均等割・所得割の非課税限度額の見直し

給与・公的年金等控除が10万円引き下げられ、どのような所得にも適用される基礎控除へ振り替えられることから、個人住民税の「均等割・所得割」の非課税となる基準が『10万円』引き上げられます。

(3) 基礎控除の見直し

基礎控除について、合計所得金額が2,400万円を超える納税義務者に係る基礎控除額が通減・消失する仕組みを設けました。

前年の合計所得金額	控除額	
	平成 32 年 12 月 31 日まで	平成 33 年 1 月 1 日から
2,400 万円以下	33 万円	43 万円
2,400 万円超～ 2,450 万円以下		29 万円
2,450 万円超～ 2,500 万円以下		15 万円
2,500 万円超		適用なし

(4) 調整控除の見直し

基礎控除の見直しに伴い、前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者は調整控除を適用しないこととなります。

たばこ税（平成 30 年 10 月 1 日から段階的に施行）

>> たばこ税の見直し等に伴う規定整備

(1) たばこの税率の引き上げ

たばこ税率を平成 30 年 10 月 1 日から 3 段階で引き上げられます。

(税率：1,000 本当たり)

町たばこ税	現行	平成 30 年 10 月 1 日から	平成 32 年 10 月 1 日から	平成 33 年 10 月 1 日から
	5,262 円	5,692 円	6,122 円	6,552 円

(2) 加熱式たばこの課税方式の見直し

『加熱式たばこ』の課税区分を新設し、「重量」と「価格」を紙巻きたばこの本数に換算する方式とし、平成 30 年 10 月 1 日から 5 年間かけて段階的に移行。なお、経過期間中の課税標準は、新たな方式による紙巻たばこへの換算を 5 分の 1 ずつ増やしていくこととされています。

(3) たばこ税に関する経過措置の延長

平成 27 年度に改正した紙巻たばこ 3 級品の特例税率の廃止に伴う経過措置について、平成 31 年 4 月 1 日に行うこととされていた税率の引き上げを平成 31 年 10 月 1 日に延期しました。

固定資産税（平成 30 年 4 月 1 日施行）

生産性向上設備に係る特例措置

地域決定型地方税制特例措置として、生産性向上特別措置法に基づく設備投資等に係る償却資産については固定資産税が 0（ゼロ）になります。（3 年間の時限的な特例措置）

なお、その他の項目について国の参酌すべき基準に合わせ特例率等の改正を行いました。

お問い合わせ先：住民生活課 税務保険グループ 電話：5-1115 告知端末機：5-8812